

2014年9月議会 一般質問発言（要旨）

2014年9月18日

まつざき真琴

1. 知事の政治姿勢について

私は、日本共産党県議団として、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

①安倍政権の「戦争する国づくり」と奄美への自衛隊基地建設の問題について

安倍内閣の集団的自衛権の行使容認の閣議決定後、私が天文館で、閣議決定の撤回を求める署名活動を行っている、20代と思われる5～6人の男性が近づいてきて、署名に応じてくれました。話を聞くと、「自分たちは、自衛官だ。国を守るためには、命をかける覚悟はある。でも、他の国へ行って、戦争するために、自衛隊に入ったのではない。」と話し、「頑張ってください。」と激励を受けました。

防衛省は、2015年度軍事費の概算要求で、過去最高となる5兆545億円を計上しました。中国の脅威を口実に九州・南西諸島方面で新たな軍備強化策を次々と打ち出す一方、憲法破壊の集団的自衛権行使容認と一体に、日本を「戦争する国」へと作り変える重大な内容です。佐賀空港への自衛隊オスプレイ配備や米軍オスプレイの訓練拠点整備、佐世保市への水陸両用車部隊の拠点整備、同市の陸自相浦（あいのうら）駐屯地への水陸機動団関連施設の整備、そして奄美大島には警備隊などを配置し、地対空、地対艦ミサイルを配備するとしています。

7月26日に大島支庁で開催した「あなたのそばで県議会」では、複数の参加者から、「祖国復帰をたたかった我々は、自衛隊基地の誘致に反対している。それを知っていて欲しい。」と発言がありました。本県は、奄美の世界自然遺産の登録もめざしています。自然豊かな平和の島ー奄美に、「戦争する国づくり」への一貫としての自衛隊基地はふさわしくないのではありませんか。知事は、奄美への自衛隊基地建設に反対すべきと考えますが、見解を伺います。

②消費税増税について

4月の消費税増税以降、7月になっても低迷が続いていることが、政府の経済指標で明らかになっています。4月～6月のGDPの速報値は、マイナス6.8パーセントと大幅な落ち込みです。総務省の家計調査でも7月の消費支出は実質5.9%の減少、4月から4ヶ月間連続の落ち込みで、6月に比べても下落幅が拡大しました。物価は上がり続け、雇用や所得の改善も程遠い状況です。

安倍政権は「想定内」だの「反動減だからやがて回復する」とごまかしてきました。しかし増税から4ヶ月たった7月の経済指標は、落ち込みが「想定」を超えており、反動減からの立ち直りも困難なことを浮き彫りにしています。

知事は、提案理由説明の中で、県内の景気動向について「県内経済については、消費税率

ひきあげによる影響を伴いつつも、個人消費は総じて堅調な動きが続いており、景気は緩やかに回復しつつある」と表現されておりますが、現実には、もっと厳しい状況にあることを直視すべきです。知事の本県の経済状況と県民の家計の状況についての認識をおたずねします。

そして、このような状況下で、消費税を10%に引き上げることは、より一層県民の暮らしを追い詰め、ひいては地域経済に大打撃を与えることになると思いますが、知事の見解をお聞かせください。

安倍政権は、内部留保をためこむ大企業には法人税の大減税をする一方、赤字に苦しむ中小企業には外形標準課税の強化で税負担を増やそうとしています。外形標準課税が強化されれば、影響を受ける企業が出てきますが、現在、赤字の県内の中小企業は何社がありますか。また、外形標準課税の強化について、中小企業には、広げるべきでないと考えますが、見解を伺います。

③川内原発

原子力規制委員会は、1万8千件のパブリックコメントに背を向け、早々と、今月10日、「審査書」を正式決定しました。

知事は、原子力規制委員会が「適合」しているとした「新規制基準」について「世界最高レベルの厳しい基準」と繰り返しておられます。知事が言われる「世界最高レベル」の根拠をお示してください。

これから、再稼働に対する知事の判断が行われることになります。知事は、薩摩川内市長、薩摩川内市議会、県議会の3者の意見を聞くとされていますが、いちき串木野市では市長と市議会が同意の対象にすべきという意味を示しています。その他、多くの県民が、事故が起これば広く被害が及ぶのであり、自分たちの意見も聞いてほしいという声が寄せられています。知事は、県民のこのような声にどう応えられますか。三者以外に同意の対象を広げるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、知事の判断の時期についてです。今回の適合審査では、設置変更許可、工事計画書認可、保安規定認可申請をハード・ソフト両面から一体的に審査することが、一つの売りとして強調されてきました。規制委員会の説明でも、3つの許可、認可が終わって初めて「新基準に関する許認可等の終了」とされています。であれば、知事の判断の時期について、原子炉設置変更許可、工事計画書認可、保安規定認可、この3つが揃ってからであることは当然と考えますが、見解を伺います。

先日、知事の求めに応じる形で、経済産業大臣からの文書が知事にわたされ、知事は、この内容について「国の責任が明確にされた。」「十分だ。」と答えておられます。この文書1枚で何が変わるのでしょうか。文書の中には、万が一事故が起きた時も、政府が責任を持って対処するとありますが、福島第1原発の現状を見たときに、国が「責任をもって対処している」と言えるのでしょうか。人の手で放射能の被害を食い止めることができない原発の事故を政府がどう対処して、住民の安全を守ることができると思われるのでしょうか。この文書に示されている、事故が起きた場合の国の責任についての知事の認識をお聞かせください。また、県民世論も再稼働賛成と反対と2分されている中で行われる再稼働に対する知事の同

意について、県民への責任についての認識をお聞かせください。

④水俣病の問題について

8月末、環境省は、水俣病被害者救済特別措置法の判定結果を公表しました。

「あとう限りの救済」を行うとしながら、水俣病特有の症状がありながら、居住地や生年月日の線引きによって、汚染魚の多食の証明やへその緒などによってメチル水銀の暴露が証明できなかった人たちは、救済から外されました。第1に、これで「あとう限りの救済」と言えるでしょうか。知事の見解をお示してください。

第2に、水俣病の全容解明のために、線引きによって分けられた地域ごとの申請件数や該当者数、また、非該当の判断理由を明らかにすべきです。そして、合わせて、不服審査の場を設けることが必要であると考えますが、見解を求めます。

第3に、居住地域や生年月日による一律的な線引きの誤りを国や県も認めている今、残された水俣病被害者の救済のために、関係地域の環境調査や住民の健康調査を行うべきと考えますが、見解を求めます。

この問題の最後に、特措法による救済は終了した形になりましたが、公健法に基づく認定審査は、これからも県に任されています。知事は、県内に未だに救済されない被害者が存在していると思われる水俣病の問題について、今後どのように取り組まれるのかお考えをお聞かせください。

2. 子どもたちの健やかな成長のために

①特別支援学校の給食について

中種子養護学校小学部2年生のTくんは、肢体不自由で、主に、鼻からの経管栄養を取りながら、朝夕は、自宅で、お母さんが作った食事をペースト状にしたものを口から食べ、味わいながら、咀嚼や飲み込みの練習を行っています。中種子養護学校には給食室がなく、中種子町の給食センターから配食されていますが、衛生上、これを学校でミキサーにかけることはできないということで、仕方なく、毎日自宅から、市販のレトルトの一般のおかずを学校に持ち込み、それを担任の先生などがミキサーにかけて食べさせてもらうということをこの1学期まで行ってきました。それが、これも衛生上問題があるということで、今は、給食のうち、主に汁物だけをとりみをつけて食べ、栄養は、鼻のチューブからの病院食で摂っている状況です。

私は、他の特別支援学校の給食がどんな状況であるのか、鹿児島養護学校の給食の様子を視察いたしました。

鹿児島養護学校では、その児童生徒の状況に合わせて、普通食、柔らかめ、押しつぶし、ペーストの4種類の形状で調理されています。私は、ペーストというのは、ひと品の料理を混ぜて、ペースト状にしていると思っており、正直言ってどんな味なのだろうかと、少し心配しておりました。ところが、人参、キャベツ、かぼちゃ、魚といった食材ごとに別々にペースト状になっており、口にすると、すぐにとろけるのですが、味はしっかりと人参やキャベツの味、魚の味がしてとても美味しいものでした。その日は十五夜で、みたらし団子がありましたが、やわらかめ、押しつぶし、ペーストは、里芋をお団子に見立てて、それにみたらしのタレがついていました。私は、これらの給食を食べて、感動しました。何うと、専任の調理員が、調理の最初から、普通食とは別に調理を行っているそうです。

2009年制定の「食育基本法」の前文には「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」と述べられています。障害を持つ子どもたちにとっての給食の時間は、学校生活のなかでのとても楽しい時間であり、また、それぞれの持つ機能を活かしながら、栄養を摂る大事な時間です。

鹿児島養護学校ではそれが最大限に保障されていました。鹿児島養護学校は、肢体不自由児のための養護学校という開校以来の積み重ねがあると思います。現在は本県では、知肢併設という形で、知的障害の児童生徒も、肢体不自由の児童生徒も、自宅により近い養護学校を選択できる道が広がってきています。当然に、教育の内容もそれに合わせてあるべきであり、それは、給食も同様です。

ぜひ、鹿児島養護学校のような、児童生徒の食機能に応じた、かつ美味しい給食を保障していただきたい。そのためには、そのような調理を可能にする調理員の確保とそれに伴う委託費の確保が必要であります。教育長の見解をお聞かせください。

一方で、中種子養護学校在学のTくんが、自校方式の給食がないために、給食センターから配食される給食の主に汁物だけしか食べることができない現状について、どう認識しておられますか。中種子養護学校においても、自校方式の学校給食を実施するなど、現状の改善

のための努力をすべきと思われますが、見解を伺います。

②子ども子育て支援システムについて

来年4月から予定されている子ども・子育て支援新制度は介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴はこれまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を基点にする現金給付しくみへの変更です。そのことによって、様々な問題がもたらされます。

第1に、現在は、市町村ごとに行政が決めている保育料が、今後、認定こども園は施設で決めることになり、保育内容と保育料に格差が生じることになります。第2に、事業者間の競争が発生し、そのことによって、人件費の削減、保育士の非正規化が進みます。これは保育の質の低下を招くことになります。第3に、待機児童の解消が、保育士資格を求めない、もしくは一定の割合の保育士が資格を取得しておればよいという地域型保育事業に依存する仕組みで、安易に進められる点です。そして第4には、新制度によって新たに必要となる財源は、消費税率の引き上げという形で国民が負担することになっている点です。

他にも様々な問題点が指摘されている新制度ですが、これによって、本当に待機児童は減るのか、子どもの安全は確保できるのか、子どもたちの発達にとって良い環境が保障されるのかが問われています。実施主体は市町村であります。保育士の人材確保や質の向上、県内の市町村の保育水準に大きな差が出ないようにする責務が県に求められています。県は、子ども・子育て支援会議で、事業計画を策定することになりますが、子どもの最善の利益が守られるように、県が果たすべき役割についてどう考えられるか、お聞かせください。

今議会に提案されている「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」の中で、学級の編成や職員、設備及び運営については国の示した基準の通りとしており、ここにも問題がありますが、独自の基準として2項目に「既存施設における保護者へ十分に説明し、理解を得るように努めなければならない。」と規定しています。4月からの実施で、目前になりますが、これは、可能でしょうか。また新しい制度に伴う変化について、保護者や事業者からの相談や苦情の窓口を設けるべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

③医療費助成の現物給付について

私は、県議会議員になって11年、質問のたびごとに、乳幼児医療費助成制度の現物給付の問題を取り上げてきました。それは、様々な子育て支援の中でも、直接子どもの命と健康に関わる問題だからです。

県が現物給付の実施を困難とするいくつかの課題に関して、群馬県の事例を紹介します。

群馬県では、「子育てをするなら群馬」を合言葉に、県レベルでは全国で初めて中学校卒業までの医療費を現物給付として無料にしています。群馬県がおこなったアンケートによると、「診察や薬代などかかった医療費を把握しているか」という問いに対して、約4分の3が、かかった医療費を把握しています。受診件数が増えるという点では、喘息や皮膚炎などの慢性疾患児童の受診件数が20%前後増え、「重症化を抑制している。」という効果が上が

っています。「子どもの受診にあたり気をつけていること」として、約9割が「軽度な症状の場合は様子を見守る」「過剰な受診を控える」などと回答しています。そして「虫歯処置の完全児童も増加し、全国平均を上回る成果を上げています。時間外受診件数が減少し、早期受診の結果、1件あたりの医療費も減少し、保険財政に寄与しています。

本県に目を移すと、出水市は現在、高校卒業までの無料化を行っておりますが、市議会より2013年6月に「子ども医療費助成事業の自動償還払方式から現物給付方式への移行を求める意見書」全会一致で採択され知事あてに提出されています。鹿児島市議会からは「乳幼児医療費・重度心身障害者医療費助成の現物給付方式の実施を求める意見書」、垂水市議会からは「3つの医療費の窓口での無料化を求める意見書」、薩摩川内市議会から「乳幼児医療費、重度心身障害者医療費等の助成事業における現物給付方式の実施を求める意見書」、奄美市議会から「医療費の窓口無料化（現物給付）の実施を求める意見書、姶良市議会から「乳幼児医療費・重度心身障害者医療費等助成における現物給付方式の実施を求める意見書」が提出されています。この他にもこれまで紹介してきたように、鹿児島県市長会、県母子寡婦福祉会、鹿児島県身体障害者協会連合会からも現物給付を求める要望書が知事あてに提出されています。

これらの団体からの要望や議会からの意見書に込められた多くの県民の願いをどう受け止められますか。国保のペナルティを受けることは承知の上で、現物給付を実施したいという自治体があれば、それを認めて県の補助を行うべきと考えますが、見解をお聞かせください。

④元鹿屋市立中学校校長のわいせつ事件について

次に、元鹿屋市立中学校校長のわいせつ事件について、私は、事件が発生した当時、被害者女子生徒の保護者からお話を伺い、この問題の解決のために動いてまいりました。しかし、当時の教育長は、元校長と女子生徒の両方の言い分が違うとして、文書訓告にとどめました。私は、被害を受けた女子生徒が何の得があって、このような事を明らかにするのか、言い分が違うのであれば、被害者の女子生徒の立場にたつべきだと、元校長へのより厳しい処分を求めました。

その後、民事裁判が行われ最高裁で決定が下され、県教育委員会は、元校長に対して、退職手当の全部返還を命じました。ここで改めて、教育長に確認いたします。退職手当の全部返還を命じられた理由をお示してください。

女子生徒にとって、過去に我が身に起きたことは消すことはできませんが、裁判で真実が明らかになり、これから少しずつ心の傷を癒しながら、未来に向かって歩みだそうとしていたところへ、6月県議会の本会議場において行われた同僚議員の質問により、被害者の女子生徒とその家族は再度深く傷つけられました。私は、女子生徒の名誉を回復するためにも、この本会議場でこの問題を取り上げざるを得ないと考えました。

この事案は、学校現場において、校長と生徒という絶対的に力の差がある立場を利用して起きた事件であり、絶対に許されることはありません。民事裁判の記録を見れば、被害女子生徒の証言が事実であることが、何人もの証言からも明らかであり、それを示すノートや

メモも多数存在します。さらに、裁判で明らかになった、元校長が当時とった行動から、元校長自身がわいせつ行為を認めていることがわかります。裁判の中でも自らの行為を正当化する弁明を行うことができなかったのです。

希望ある未来を奪われた被害女子生徒の将来のためにも、元校長は、速やかに退職金を返還し、謝罪を行うべきであります。そして、本県議会は、被害女子生徒のこれからの未来が明るく希望あるものになるよう願うべきであることを強く申し述べます。

3. 住宅リフォーム助成制度について

住宅リフォーム助成制度について取り上げます。

私は、この間、個人業者も含めた中小零細企業が直接受注でき、県民の福祉の向上にも寄与する、文字通り、業者も住民も地域も元気にする住宅リフォーム助成制度の創設を要求してまいりました。県内の自治体でも、さらに広がっていますが、現在、いくつかの自治体でこの制度が実施されているのかお示してください。また、鹿児島市について、これまで市が負担した補助金の総額、実際におこなった工事の総額、それによる経済波及効果について、お示してください。

全国では、県での取り組みも広がってきており、5年目を迎えた秋田県をはじめ、山形県、広島県、静岡県、佐賀県の5つの県がこれを実施し、大きな経済波及効果を上げています。

その5県について、それぞれの県が負担した補助金総額と工事費総額、及び補助金がもたらした経済波及効果についてお示してください。

昨年の第1回定例会での私の、本制度の創設を求める質問に対して、当時の栗原土木部長は「県としては、リフォーム一般を対象として個人に対する補助を行うことについては、慎重な検討が必要である」と答弁されましたが、国においては、2013年度の補正予算で長期優良住宅化リフォーム推進事業を創設され、今年度についても、同様に予算措置がなされております。よって、この問題はクリアできたと考えます。県が制度を作ることで、県下のすべての自治体で、その地元の業者の仕事を増やし、住民の利便性を向上させることになります。ぜひ、実施を検討していただきたい。答弁を求めます。

4. 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場建設問題について

次に、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場について、提案理由説明にある「賛同をいただいていない自治会」について、住民の理解が得られない原因についてどう考えられるのか、見解を伺います。

現地について、住民のみなさんが心配しておられる問題の一つが、地下水の問題です。地下水はとても厄介であり、福島第1原発の状況を見ても、現代の科学技術の粋を集めても、溢れる地下水を止めることができません。現在、この処分場の建設場所でも溢れる地下水の処理のために、工期も遅れ、経費もかさみ、現在にいたっている状況を考えたときに、今後、運用中に、水による安全面や環境面において影響が出てくるのが容易に予見されますが、水の影響についてどのように考えられますか。またどのような対策を取られますか、お聞かせください。

先週の代表質問の中で、この処分場の維持管理について、設計・施工した企業に業務委託すると答弁されました。そうなれば、植村グループの土地を県が購入し用地代金を支払う、植村組が工事を受注し県が工事代金を支払う、植村組が維持管理を行い県が管理の委託金を支払うということになるわけで、どこが公共関与と言えるのでしょうか。これらの事業費が公金で行われるということだけです。

過去に、民間の管理型処分場や安定型処分場における不法投棄の問題が発生しましたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されている県の権限と役割が適正に発揮されていれば、防げるものであったと思われます。

これから処分場が供用開始となったとき、その過程で、もし事故や不具合、環境汚染の問題が発生した場合に、その原因として施工責任が問われることもありうることで、それを避けるために、事故自体が明らかにされない恐れはないのでしょうか。

維持管理については、公共関与として、副知事が理事長を務める公社が直接責任を負うべきです。管理委託をするというのであれば、厳正に一般競争入札で、業者を選定すべきです。見解を求めます。

5. 肥薩おれんじ鉄道への支援について

今議会には議案に、肥薩おれんじ鉄道支援のための補正予算が提案されています。

わが党は、新幹線建設に関わって並行在来線の問題が議論された当初から、川内―八代間をＪＲから切り離して、三セクで経営することについて、反対の立場を貫いてまいりました。

公共交通機関というのは、それが私企業であれ、住民の足を守る役割を担っています。一般に、事業というのは、採算がとれる部分と取れない部分とがあり、それを一体的に経営する中で、取れない部分の穴埋めをしながら企業の社会的責任を果たしていくものです。それを、採算が取れないからといって、その部分を切り捨てるなどというのは、公共交通機関として許されない行為です。それを、新幹線ほしさに、認めた当時の県の責任も問われます。プロのＪＲが経営して黒字にならなかった路線を、三セクで経営して、黒字にできるのでしょうか。ＪＲ九州は、２００４年の新幹線の部分開業後、赤字から黒字へと転じ、現在まで黒字を拡大してきています。

結局、犠牲になるのは、住民、特に利用者の大半を占める高校生や短大・大学生です。今回、県は肥薩おれんじ鉄道に運賃の値上げを要請していますが、とんでもありません。もっと国とＪＲ九州に強く支援を求めるべきです。見解を伺います。

6. 吉野地域の課題について

吉野地域の課題の中で、２点、取り上げます。

①県道のバスの停車スペースについて、

私は、これまでも、主要地方道、鹿児島吉田線の恒常的な渋滞の解消策を求めてまいりました。

この間、住民の要望に応じて、帯迫交差点と吉野支所入口交差点に、右折車線を設けていただき、住民のみなさんから大変喜ばれていますが、この交差点の北、約３０メートル先に

ある無線前バス停でのバスの停車のために渋滞を引き起こしており、この右折車線設置の効果がなくなっています。ここは、吉野第二地区土地区画整理事業の対象地ではありますが、まだまだあと何十年先になるかわからない対策ではなくて、このバス停の隣に広がる鹿児島養護学校跡地のごくごく一部を活用してのバス停車スペースをぜひ確保していただきたい、見解を伺います。

②鹿児島養護学校跡地の活用について

吉野地域の住民のみなさんから、鹿児島養護学校跡地を住民のために、文化、スポーツ施設を作ってほしいという要望が出されています。署名活動も始まり、第1次分が、鹿児島市長に対して、1000筆を超えて提出されています。ここも、吉野第二地区土地区画整理事業の対象地となっていることから、方向性が明らかになっていないところではありますが、この土地の活用について、住民の願いに応える方向で、鹿児島市と協議を行っていただきたい。見解を伺います。